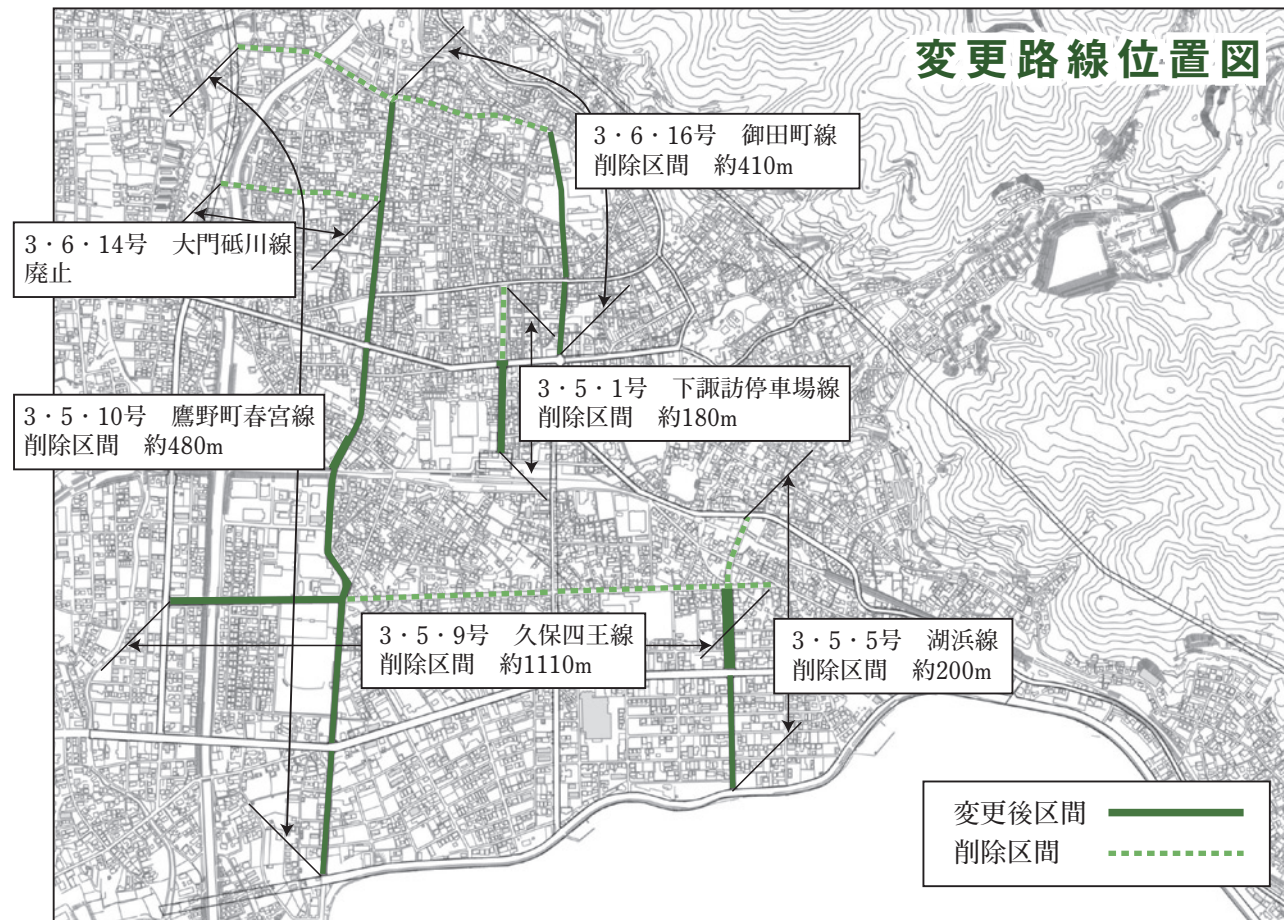


下諏訪都市計画道路の変更をお知らせします

町では、効率的・効果的な道路整備のため、都市計画道路全区間を対象として必要性等の評価を行い、住民説明会、有識者からなる都市計画道路見直し検討委員会の検証を経て、本年度、下図のとおり【都市計画道路の変更】を行いました。



■問い合わせ 下諏訪町 建設水道課 都市整備係 電話 27-1111 (内線243)

自動車の各種手続を忘れずに行いましょう

自動車税は毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に登録されている所有者(または使用者)に対して課税される県の税金です。

次のような手続きを怠りますと、いつまでも税金がかかったり、納税通知書が新しい住所に届かなかったりとトラブルが発生する可能性があります。

- ✓ 自動車を売買したときは…必ず名義変更の手続きをしましょう
- ✓ 車が古くなるなどして使わないときは…早めに抹消の手続きをしましょう
- ✓ 住所が変わったときは…すぐに住所変更の手続きをしましょう

各種手続きについては、国土交通省の各運輸支局で行うことができます。上記のような事例に該当する場合は、3月末までに必ず手続きをしてください。

■問い合わせ

▶自動車の各種手続についての照会先

長野運輸支局松本自動車検査登録事務所 電話050-5540-2043

▶自動車税に関する照会先

長野県諏訪地方事務所税務課 電話57-2905 E-mail suwachi-zeimu@pref.nagano.lg.

平成28年の新しい区長のみなさんです

～よろしくお願ひいたします～

◎区長会会長 ○区長会副会長

第5区 藤原 均さん (西高木)	第4区 南澤 守さん (湖畔町北)	第3区 ◎金丸芳久さん (曙町)	第2区 高木利幸さん (新町下)	第1区 久保田昭さん (東町中2)
第10区 小田切博樹さん (西豊)	第9区 ○帯川清長さん (星が丘第3)	第8区 中村文人さん (社東町第3)	第7区 高木和年さん (東山田第5)	第6区 丸野芳一さん (萩倉東組)

—もしものために加入しましょう—

平成28年度交通災害共済会員を募集しています

今、加入されている方も継続加入を

災害の区分	共済見舞金額(円)	
	1口加入	2口加入
死亡	1,000,000	2,000,000
180日以上医師の治療を要する傷害	100,000	200,000
150日	80,000	160,000
120日	60,000	120,000
105日	55,000	110,000
90日	50,000	100,000
75日	45,000	90,000
60日	40,000	80,000
45日	35,000	70,000
30日	30,000	60,000
15日	25,000	50,000
7日	20,000	40,000
7日未満医師の治療を要する傷害	15,000	30,000
7日以上医師の治療を要する傷害で、自動車安全センターの発行する交通事故証明書が得られないもの(軽車両による自損事故を除く)	15,000	30,000
身障見舞金1～2級(植物症含む)	300,000	600,000

近年の車社会において、交通事故はいつ我が身にふりかかってくるかわかりません。万一に備えて家族そろって交通災害共済に加入しましょう。(町外での事故も対象になります)

現在、各区の区長さん、町内会長さんを通じて加入促進が行われていますが、詳細は各戸にお配りしました募集チラシをご覧ください。

なお、現在加入されている方の共済期間は、3月31日で満了となりますのでご注意ください。

事故にあったら必ず警察に届けましょう

※見舞金の請求時に交通事故証明書が必要となります。

◎会費は 年額1口 400円
2口 800円

※年度の途中でも加入できます。会費は月割りとなります。

■問い合わせ

下諏訪町 住民環境課 生活環境係
電話27-1111 (内線143)